「子ども・愛（EYE）・みやざき」
～全ての子どもの健やかな成長を願って～

児童虐待防止のための
通告ガイドライン（市職員用）

平成 26 年 7 月
宮崎市　福祉部　子育て支援課作成

目　次

１　宮崎市の児童虐待防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　児童虐待の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　児童虐待早期発見のためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　通告について・・４

Ｑ＆Ａ・・６

1　宮崎市の児童虐待防止対策について

先般、神奈川県厚木市において、居所不明の児童が死後7年に渡って放置された事件が発覚し、マスコミにも大きく取り上げられたところです。さらに、都城市においては、生後5か月の男児が自宅アパートに放置され餓死に至ったとして、母親と同居女性が逮捕される事件が発生いたしました。

また、昨年度は宮崎市内においても、5歳の男児が父親からの身体的虐待で死亡する事件が発生しております。

児童虐待問題は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であり、今後、更なる児童虐待の未然防止及び早期発見・早期解決に向け、市民と接する様々な機会がある嘱託職員、臨時職員を含めた全ての市職員がアンテナを張り、意識して取り組んでいくことが大事です。

多くの市民から相談が寄せられ、また、個々の家庭を訪問するなど、日頃から、直接市民の悩みを聴き、子どもや親子関係について、より感度を高め、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組める体制を構築します。

宮崎市では、平成18年度に、要保護児童の早期発見や適切な保護・支援を図るためのネットワーク機関として、児童相談所や医師会、警察、弁護士会、保育士会等で組織する**「要保護児童対策地域協議会」**を設置し、児童虐待に関する通告等を受けた際には、関係機関相互で要保護児童等に関する情報を共有し、支援方針等を決定する等、連携を図っています。

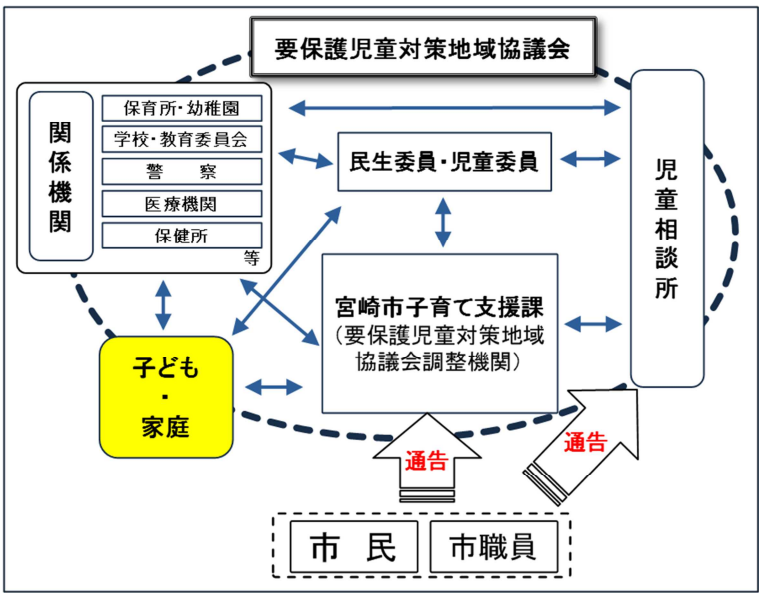

2　ガイドラインについて

児童虐待は、早期発見が重要です。また、児童虐待の通告は保護者を責めるためのものではなく、支援の第一歩となりますので、早い段階での連絡が重要となります。

このガイドラインは、市職員（嘱託員及び臨時職員を含む）が、市民に接する各課の様々な業務の中で、子どもや保護者のサインに気づき、通告がしやすいように作成しました。特に、児童虐待の早期発見のためのチェックリスト及び児童虐待通告が守秘義務違反にならないことについて法的根拠を示し、虐待が疑われた場合の通告方法を示しています。

また、一市民としても、業務外の日々の生活の中で、虐待が疑われる状況に気づいたり、見たり、聞いたりした場合は、本ガイドラインを参考に、積極的に早期発見に取り組んでください。

3　児童虐待の種類

＜児童虐待の定義　（児童虐待防止法第２条）＞

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（１８歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。

① 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、タバコなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- 意図的に子どもを病気にさせる。 など

② 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

- 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- 子どもの性器を触る又は子どもに性器をさわらせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- 子どもに性器や性交を見せる。子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

③ 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
  例; 重大な病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を家に残したまま外出する。
- 子どもの意思に反して学校等に登校させない。
- 子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもの教育を保障する努力をしない。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
  例; 下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、 など。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

④　心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ことばによる脅かし、脅迫。子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- 子どものきょうだいに身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否、心理的虐待の行為を行う。など

４　児童虐待早期発見のためのチェックリスト

（1）子どもの様子

- □ 子どもの異常な泣き声が聞こえる（長時間泣いている、悲鳴のような泣き声がする等）
- □ いつも親に叱られたり、怒鳴られたりしている
- □ 幼児だけで公園や道路などで遊んでいる
- □ 学校に行く時間が遅い、学校に行く姿をあまり見かけない。
- □ 戸外やベランダに出されている
- □ 不自然な外傷（特に首や顔、頭の傷や痣、火傷など）がある
- □ 極端にやせている等、栄養失調状態にある
- □ 夜間など不自然な時間に徘徊している
- □ 季節に合わない服装（夏に冬服、冬に夏服等）をしていたり、衣類や身体が不潔である
- □ 常にお腹をすかせていて、食べ物を与えると隠すようにしてがつがつ食べる
- □ 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している
- □ 子どもの言動が乱暴
- □ 保護者がいると顔色をうかがい、いなくなると保護者にまったく関心を示さない
- □ 不安げにあたりをうかがったり、暗い顔をしていたりして、周囲とうまく関われない
- □ 年齢不相応な性的な言動や行動がみられる
- □ 家に帰りたがらない
- □ 年齢不相応な行儀のよさなど、過度なしつけの影響が見られる

（2）保護者等の様子

- □ 毎日のように子どもを叱ったり、怒鳴ったりする声がする
- □ 極端に偏った育児観を押しつけたり、体罰を肯定したりしている
- □ 体罰や年齢不相応な教育などを、「しつけ」「家庭の教育方針」などと正当化する
- □ 家庭内が著しく不衛生である
- □ 家の中や周辺がゴミだらけになっている
- □ 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- □ 保護者の心身の状態が悪化しているように見える（慢性疾患、精神疾患など）
- □ 子どもがけがをしたり、病気になっても医者に見せようとしない
- □ 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している
- □ 夜間、子どもだけを家に置いたまま、外出している様子がある
- □ 地域や親族等との交流がなく孤立状態にある
- □ 経済的に困窮している（転職や失業を繰り返す、借金など）
- □ 夫婦関係が悪く、子どもの養育について拒否的である
- □ 訪問すると保護者が寝ていたり、子どもに食事を与えていなかったりする
- □ 子どもの身体症状（打撲傷、火傷など）の説明が不自然である
- □ 保育所・幼稚園・学校などからの連絡に応じない
- □ 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、冷たかったり、きょうだい差があったりする
- □ 子どもが泣いてもあやさない

上記は、あくまでも判断基準例です。そのほかにも、気になる異変等に気づいた場合には、通告を行ってください。

5　通告について

- **通告はすべての国民の義務です。**
  手遅れになる前に、迷わずに通告をしてください！

- **虐待の現場を見ていなくても、「もしかしたら」といった疑いでも構いません。**
  もし、間違っていても非難されたり、罰を受けることはありません。

- **職務上知り得た秘密であっても、児童虐待の通告義務が優先します。**

【法的根拠】
＜児童虐待の防止等に関する法律第６条【児童虐待に係る通告】＞
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
２　前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
３　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

- **通告は、電話やメール、手紙等、何でも大丈夫です。**
  匿名の通告でも受け付けられます。通告者の情報は必ず守ります。

【法的根拠】
＜児童虐待の防止等に関する法律第７条＞
市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

【 通告先 】

◆　宮崎市子育て支援課（宮崎市役所本庁舎５階）

電　　話；０９８５－２１－１７６６

受付時間；月～金　８：３０～１７：１５

◆　宮崎県中央児童相談所

電　　話；０９８５－２６－１５５１

受付時間；月～金　８：３０～１７：１５

※ ただし、虐待の通告については、夜間、休日も受け付けます。

◎こんな場合はすぐに児童相談所へ

・重篤な身体的虐待

（医療機関受診が必要と思われるもの、就学前の子どもの頭部あるいは顔面の外傷）

・性的虐待

◆　こんなときは、すぐに１１０番を！

子どもの命に関わる危険があると思われるときや、早急に保護をする必要があると思われるときは、迷わずに警察（１１０番）に通報してください。

○　異常な怒鳴り声や叫び声、激しい泣き声や物音等が聞こえてくる場合

○　子どもがひどいケガをしているような場合

○　乳幼児だけで道路や公園等にいて危険と思われるような場合

【通告する際のポイント】

① 虐待が疑われた状況を伝える。

どんな子（性別・年齢）、いつ、どこで、だれから、どうされたか、傷やアザの有無等について、無理のない範囲で、具体的に状況を伝えてください。

② 虐待が疑われた世帯の情報を伝える。

泣き声が聞こえた等、虐待が疑われる世帯について、氏名や住所（部屋番号）を伝えてください。

※ 情報量が多いほど、その後の対応がスムーズですので、ご協力をお願いします。

Q&A

Q1：児童虐待早期発見チェックリストについて
児童虐待かどうか判断が難しい事例があるが、確定されない場合でも、通告をしなければならないのか？

A1：児童虐待の通告は疑いがある段階での通告が義務付けられております。

Q2：通告までの時間について
通告までの時間はどのくらいを見込めばよいか？

A2：市では虐待の相談や通告があった場合、直ちに、対応について協議し、児童の安全を最優先に、迅速な状況確認・調査等を実施しますので、可能な限り早い段階で通告をお願いいたします。

Q3：虐待が疑われるため通告したものの、「通告をしたのはあなたではないか？」「なぜ、虐待と通告したのか？」「名誉毀損で訴えてやる！」と苦情を言われた。通告者はどこまで責任を負うのか？

A3：児童虐待の通告は法律で義務化されているため、通告した方が何らかの責任を負うものではありません。また、虐待を察知できなかったことに対しての責任は負いません。

Q4：通告した場合、相手に自分の情報が知られるのではないか。

A4：通告を受けた機関には守秘義務が課せられておりますので、相手に通告者の情報を話すことはありません。通告者の情報は必ず守ります。

Q5：通告した場合、自分の名前を言わなければならないのか。

A5：通告は匿名でも構いません。
なお、通告の後、さらなる情報収集が必要な場合に、再度通告者の方から聞き取りを行う場合がありますので、こちらから連絡先やお名前を聞かせていただくことがありますが、可能な限りで結構です。